

国立大学法人の機能強化へ向けた国による支援の充実を求める声明  
—第4期中期目標期間に向けて—

令和3年8月11日

国立大学法人室蘭工業大学 経営協議会外部委員  
青山 剛 (室 蘭 市 長)  
大日向 輝 美 (北海道公立大学法人札幌医科大学保健医療学部長)  
片桐 恭 弘 (公立大学法人公立はこだて未来大学理事長・学長)  
工藤 秀 尚 (日本製鋼所M&E株式会社代表取締役社長)  
谷内 浩 史 (北海道胆振総合振興局長)  
中村 栄 作 (株式会社北海道二十一世紀総合研究所元会長)  
西尾 吉 博 (室蘭工業大学同窓会会長)  
峰 雪 輝 史 (日本製鉄株式会社室蘭製鉄所総務部長)

私たちは、社会の期待・要請を大学経営に反映するため、国立大学法人法（平成15年7月16日法律第112号）第20条第2項第3号に基づく経営協議会の学外委員として、中期目標・中期計画や予算・決算、組織及び運営の状況など、重要事項の審議に参画してきた。

国立大学は我が国が誇る重要な公共財であり、SDGsの実現、グリーン・リカバリー、カーボンニュートラルの推進等による地球規模課題の解決や災害、感染症等にも対応することで、高度にレジリエントでインクルーシブな社会の構築に貢献し、デジタル技術を駆使した教育・研究・社会貢献の機能強化、AI人材の育成などにより、国民の全てが発展成長するための、地方創生の中核を担う存在である。その使命を全うするためには、各大学において、様々なステークホルダーの意見を踏まえつつ、その特性に応じた多様な目標・計画達成に向けた取組みが必要である。

その取組みを着実に進めていくために、いずれの国立大学も、国からの運営費交付金が重要な役割を果たしている。とりわけ、室蘭工業大学のような地方理工系単科大学は、都市部の総合大学に比べて、収益面における運営費交付金の重要性は極めて高く、安定的な配分が必要であることは言を俟たない。

もとより公的な財源を基盤とする国立大学の運営費交付金について、配分にメリハリが求められることを否定するものではないが、人的・物的リソースや地理的利便性に大きなハンディキャップを抱える地方理工系単科大学に対しては、総花的・網羅的な評価指標を用いた現行の配分ルール適用は、より慎重な検討の上でなされるべきである。大学の個性を最大限尊重し、強み・特色を伸長させることに重点を置いた配分ルールが強く望まれる。

国立大学は法人化以降、学長のリーダーシップの下、学内の資源配分の見直しや自己財源の獲得に取り組む等の経営努力を重ね、社会から期待される様々な機能を強化・拡張し、特色ある教育・研究の発展・向上に取り組んできている。国は、教育・研究こそが未来の我が国や世界を支える原動力であることを強く意識するとともに、我々国民のための未来への先行投資として運営費交付金を増額すべきである。

是非とも国立大学が第4期中期目標期間を迎えるにあたり、各大学が多様性をもってその機能強化を十分に果たすことのできる財政支援制度が確立されるよう要請するものである。